

## 第十六号

## 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例**

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例（昭和四十二年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 4 第二項の延滞金の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 2 当分の間、第六条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項及び第三項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

**提案理由**

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合が引き下げられたことに鑑み、工業用水の料金に係る延滞金の割合に特例を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。